

警察庁組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（警備企画課）</p> <p>第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 警備警察に関する制度及び警備警察の運営に関する企画及び立案に関すること。</li><li>二 局の事務の総合調整に関すること。</li><li>三 警備警察に関する法令の調査及び研究に関すること。</li><li>四 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。</li><li>五 警備情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。</li><li>六 警察法第七十一条第一項の緊急事態及び同法第五条第二項第四号に規定する事案に対処するための計画に関すること。</li><li>七 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。</li><li>八 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。</li><li>九 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと</li></ul>	<p>（警備企画課）</p> <p>第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 警備警察に関する制度及び警備警察の運営に関する企画及び立案に関すること。</li><li>二 局の事務の総合調整に関すること。</li><li>三 警備警察に関する法令の調査及び研究に関すること。</li><li>四 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。</li><li>五 警備情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。</li><li>六 警察法第七十一条第一項の緊急事態及び同法第五条第二項第四号に規定する事案に対処するための計画に関すること。</li><li>七 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと</li></ul>

(公安課)

第三十八条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること（警備企画課及び外事情報部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備企画課及び外事情報部の所掌に属するものを除く。）。
  - イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章及び第三章に規定する犯罪
  - ロ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する犯罪
  - ハ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百三十八号）第六条及び第七条に規定する犯罪
  - ニ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）に規定する犯罪
  - 三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

(公安課)

第三十八条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。
  - イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章及び第三章に規定する犯罪
  - ロ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する犯罪
  - ハ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百三十八号）第六条及び第七条に規定する犯罪
  - ニ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）に規定する犯罪
  - 三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

(外事課)

第四十条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

一 一部の事務の総合調整に関すること。

二 次に掲げる犯罪の取締りに関すること(国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除く。)

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に規定する犯罪

ロ 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ハ 第三十八条第二号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

三 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること(国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(国際テロリズム対策課)

第四十一条 国際テロリズム対策課においては、次の事務をつかさどる。

(外事課)

第四十条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

一 一部の事務の総合調整に関すること。

二 次に掲げる犯罪の取締りに関すること(国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除く。)

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に規定する犯罪

ロ 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ハ 第三十八条第二号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

三 外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関すること(国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(国際テロリズム対策課)

第四十一条 国際テロリズム対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報の収集及び整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

二 第三十八条第二号並びに前条第二号イ及びロに掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。

一 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

二 第三十八条第二号並びに前条第二号イ及びロに掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。